

香川県 | 坂出市

市民の目線で地域とともに

基本情報

人口	50,715人	認知症自立度Ⅱ以上数	2,192人
高齢者率	35.0%	療育手帳所持者数	430人
		自立支援医療受給者数 (精神通院)	994人
		市長申立件数	9件



市民後見人

中核機関の形態 ▶ 市社協へ委託

養成・活動の開始時期 ▶ (養成) 2011年度
(活動) 2012年度

養成機関の主体 ▶ 坂出市

養成された人数(累積) ▶ 32人

選任された人数(累積) ▶ 29人

活動形態 ▶ ①監督人(社協) ②専門職と複数後見

属性 ▶ 民生委員(元)、行政OB、社協OB、
市民後見人以外の

地域のボランティア活動に熱心な方

事案のマッチング機関/機関の構成メンバー

受任調整委員会 (弁護士・司法書士・社会福祉士)

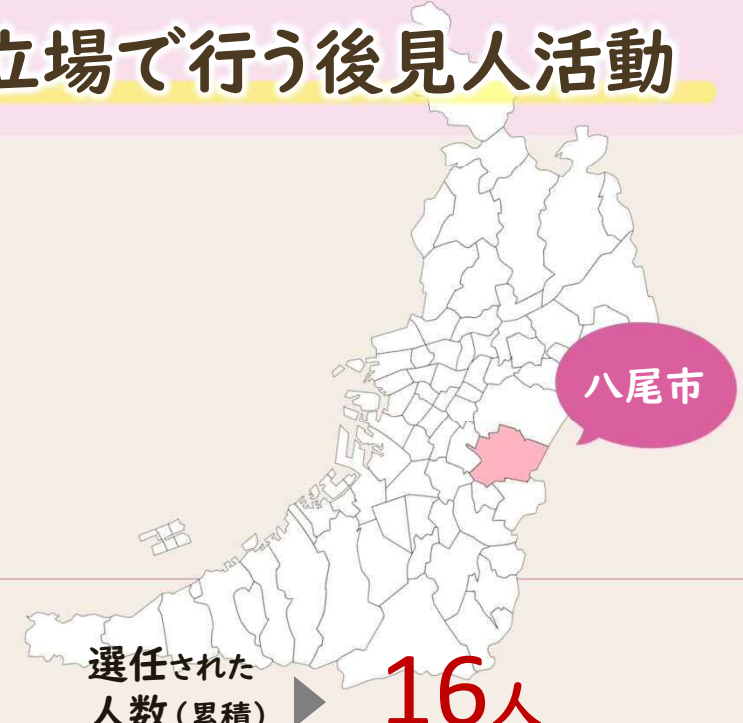


大阪府 | 八尾市

身近な「市民」の立場で行う後見人活動

基本情報

人口	260,780人	認知症自立度Ⅱ以上数	8,513人
高齢者率	28.3%	療育手帳所持者数	3,216人
		自立支援医療受給者数 (精神通院)	6,093人
		市長申立件数	10件



市民後見人

中核機関の形態 ▶ 市社協へ委託

養成された
人数(累積) ▶ 46人選任された
人数(累積) ▶ 16人養成・活動の
開始時期 ▶ 2014年度

活動形態 ▶ 単独

養成機関の主体 ▶ 大阪府
社会福祉協議会属性 ▶ 民生委員・児童委員、福祉関係職の方、
市民後見人以外の
地域のボランティア活動に熱心な方等

事案のマッチング機関/機関の構成メンバー

学識経験者、三士会(弁護士会・司法書士会・社会福祉士会)、
大阪府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、大阪府、市

北海道 | 釧路市

地域共生社会の実現に向けて

基本情報

人口	156,673人	認知症自立度Ⅱ以上数	7,065人
高齢者率	35.8%	療育手帳所持者数	2,906人
		自立支援医療受給者数 (精神通院)	2,876人
		市長申立件数	18件



市民後見人

中核機関の形態	▶ 未設置	養成された 人数(累積)	▶ 285人	選任された 人数(累積)	▶ 134人
養成・活動の 開始時期	▶ 2013年度	活動形態	▶ 単独、複数、法人の担当者、専門職との複数		
養成機関の主体	▶ 釧路市 社会福祉協議会	属性	▶ 市役所退職者、金融機関退職者、 民生委員、福祉事業所従事者等		

事案のマッチング機関/機関の構成メンバー

成年後見審査会 弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、
精神保健福祉士、行政職員、社協職員

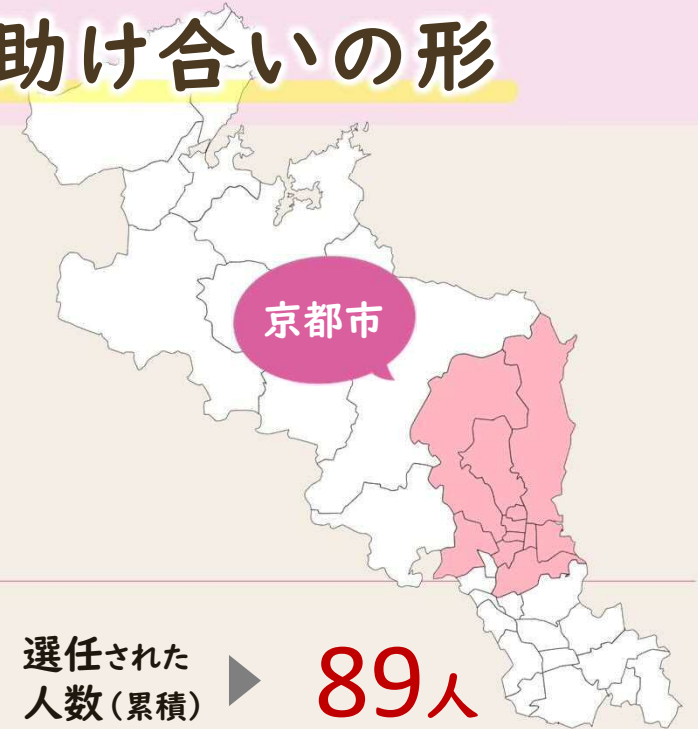


京都府 | 京都市

新しい市民の助け合いの形

基本情報

人口	1,441,419人	認知症自立度Ⅱ以上数	統計なし
高齢者率	28.4%	療育手帳所持者数	17,167人
		自立支援医療受給者数 (精神通院)	32,184人
		市長申立件数	123件



市民後見人

中核機関の形態	社会福祉協議会 への委託等	養成された 人数(累積)	163人	選任された 人数(累積)	89人
養成・活動の 開始時期	2012年度	活動形態	単独・(時限的) 専門職との複数選任		
養成機関の主体	京都市 成年後見支援センター	属性	市民後見人養成講座を修了した京都市市在住の方 (市民後見人以外の地域のボランティア活動に熱心な方、 金融機関の職員の方、福祉関係職の方等)		

事案のマッチング機関/機関の構成メンバー

京都市成年後見支援センター運営委員会
(学識経験者・三士会・行政機関)



宮崎県 | 宮崎市

「ご本人に寄り添った支援」「市民目線の寄り添った支援活動」

基本情報

人口	396,955人	認知症自立度Ⅱ以上数	11,505人
高齢者率	29.4%	療育手帳所持者数	3,676人
		自立支援医療受給者数 (精神通院)	9,347人
		市長申立件数	38件



市民後見人

中核機関の形態	▶ 直営	養成された 人数(累積)	▶ 242人	選任された 人数(累積)	▶ 6人
養成・活動の 開始時期	▶ 2021年度	活動形態	▶ 専門職監督人(1年経過後監督人は辞任し単独となる)		
養成機関の主体	▶ 宮崎市社協(2013~2014年) 宮崎県協(2016年~)	属性	▶ 元銀行員、元社会福祉事業団、 行政OB、元自営業、一般の方		

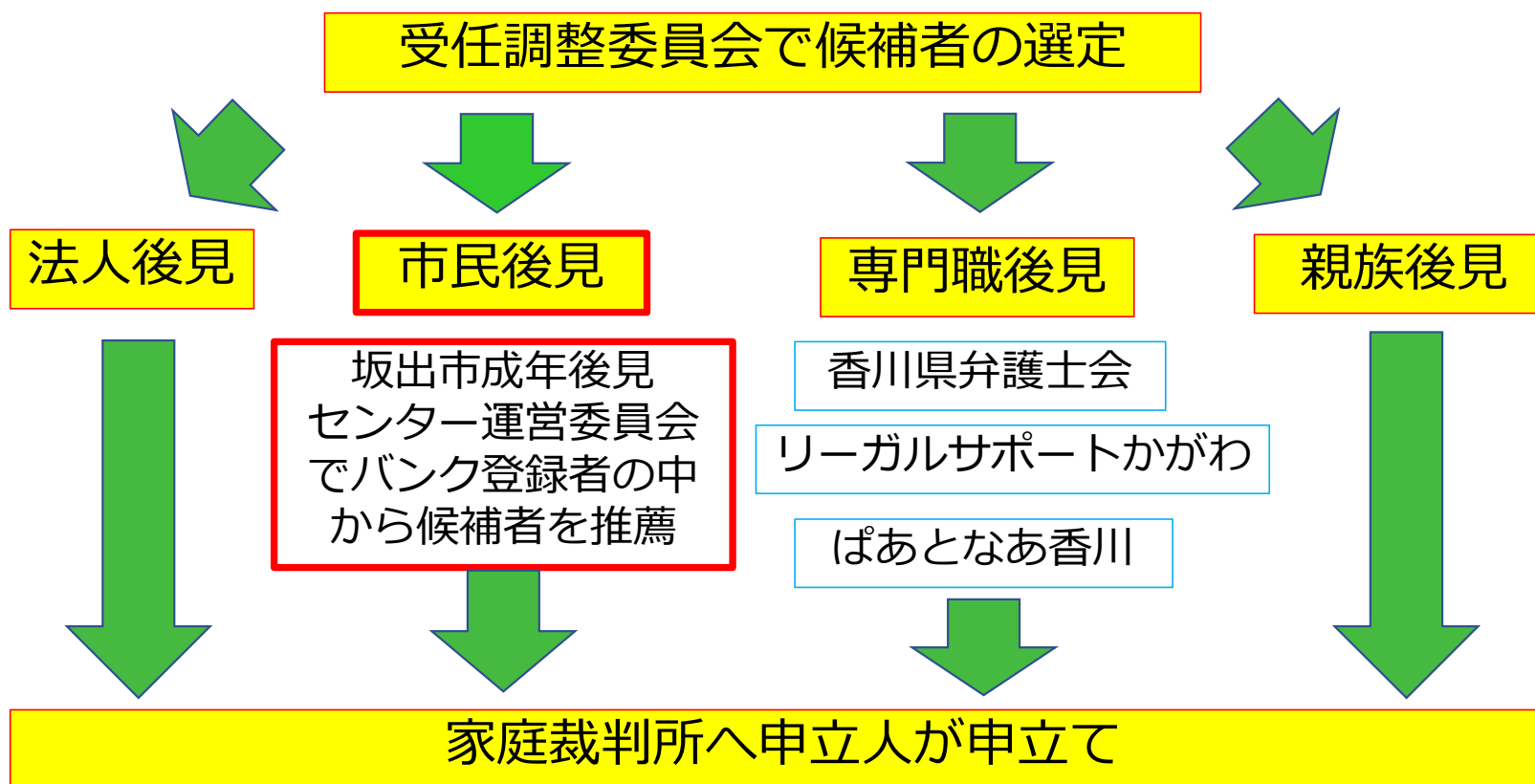
事案のマッチング機関/機関の構成メンバー

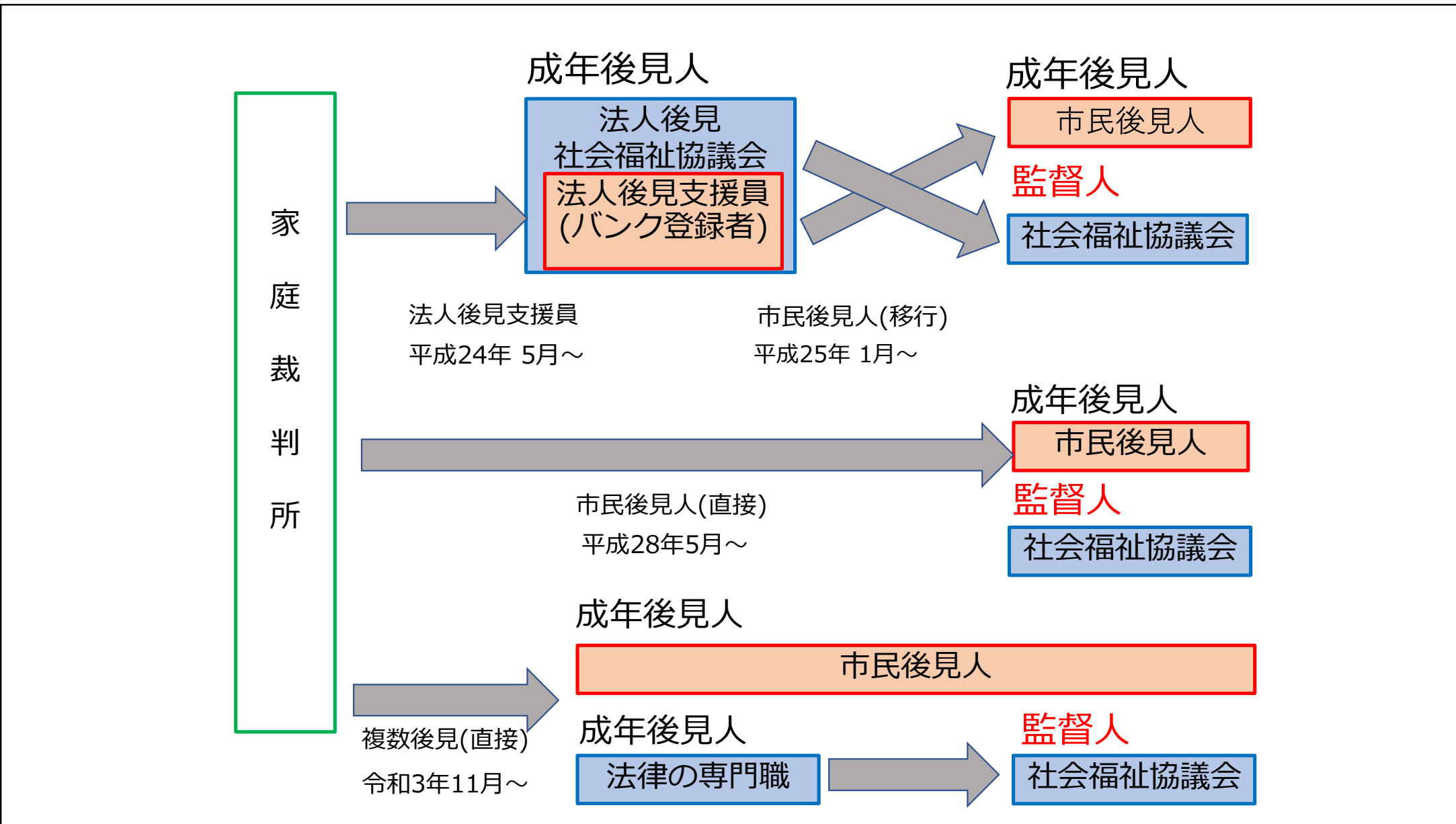
宮崎市・宮崎市社協



受任調整委員会

構成メンバー（弁護士・司法書士・社会福祉士）





市民後見人の現状



○市民後見人バンク登録者推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
登録	9	8	5	1	3	9	5	3	3	46
移管	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
退会	0	0	4	4	3	2	0	1	4	18

年齢条件（70歳以下）が満たされず、退会となる ⇒ 30名のバンク登録者（R5.9.1現在）

○市民後見人受任件数推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
受任	0	2	1	3	2	2	3	2	1	16
終了	0	1	0	1	1	1	2	3	0	9

7名の市民後見人が受任中（R5.9.1現在） ⇒ 30名中7名が受任しているが、23名が待機中

国のモデル事業に参画



本人

- ▶ 医療や契約等の説明を本人以外に聞く人がおらず、1人で適切に決めること、手続きすることが難しい。
- ▶ 本人が金銭管理できず、支えてくれる人や適したサービスがなく、本人を支援する中で事業者が関わらざるをえないケースがある。
- ▶ 緊急連絡先や身元引受人となる人がいない。

日常生活自立支援事業

- ▶ 今後、認知症高齢者の増加等で相談件数が増え、スムーズな契約が難しくなる可能性がある。
- ▶ 専門的知識を有するケースの増加等により、受け入れ件数が限界に近づく恐れがある。

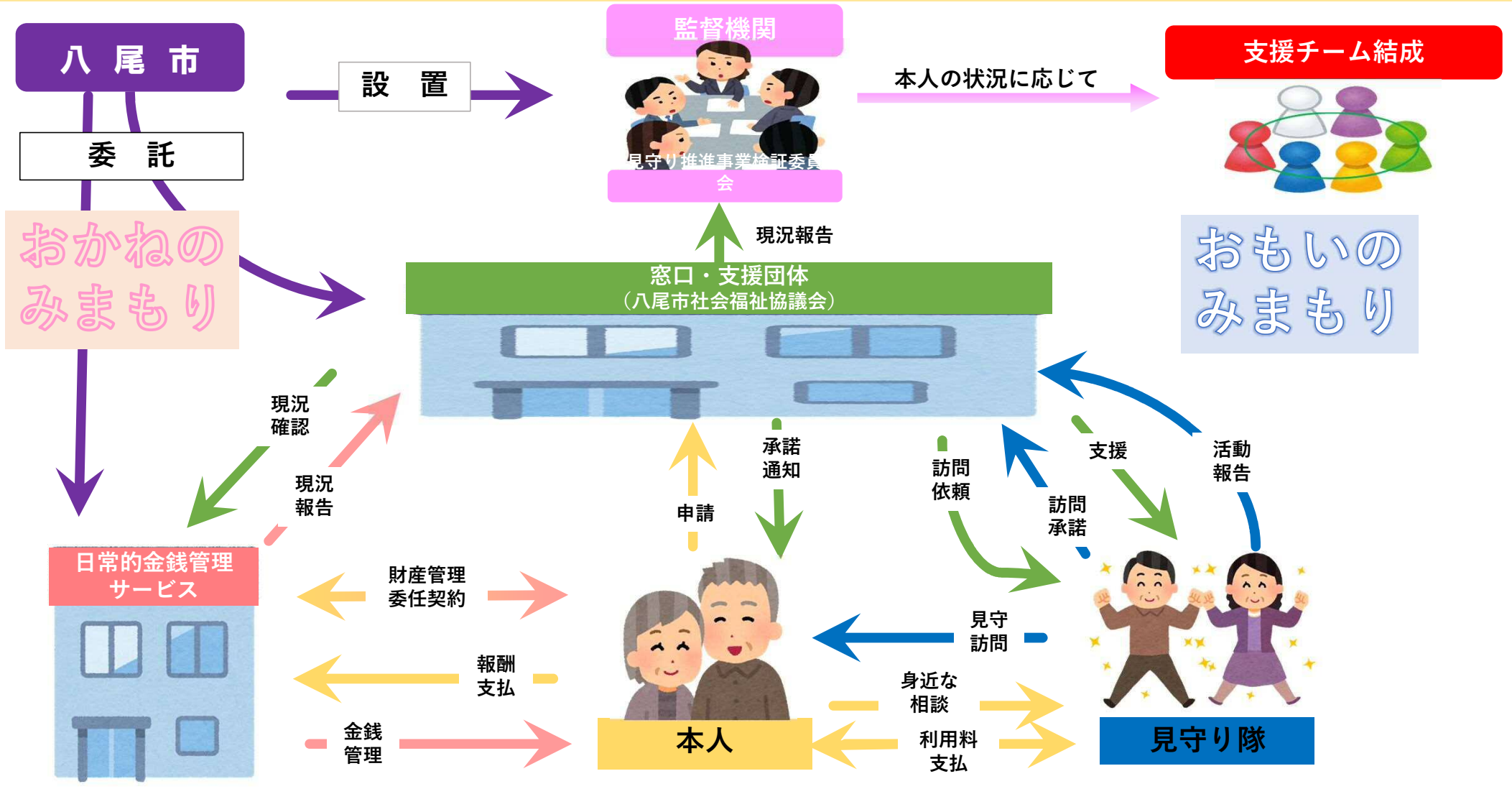
市民後見人

- ▶ 市民後見人としての活動終了後もまだまだ現役で活動できるが、登録の定年がきてしまい、これまで培った経験を活かす機会がない。(定年70歳)
- ▶ 意欲があるにも関わらず受任に至らず、待機中の市民後見人が一定数いる状況。

新たな支援策が必要

多様な主体が参画する
八尾市見守り推進事業を展開

八尾市見守り推進事業 全体図



おもいのみまもり（見守り隊）について



1. 役割

●本人と同じ生活者の視点をもつ地域住民や当事者が、日常的な金銭管理サービスを提供する事業者とは別の立場で、本人の日常的な金銭管理サービスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、本人が安心して意思の形成、表明をすることができるようにする。

●利用者への訪問・見守り確認（月2回程度）を通して、日頃からの丁寧なコミュニケーションをとり、関係性の構築に努める。

2. 見守り隊員について

●市民後見人バンク登録者・市民後見人OB等に担い手として登録いただく。

※事業を広く展開していくにあたっては、多様な担い手を想定していく。

3. 利用料金

500円（1回の訪問につき）

4. その他利用にあたって

- ・訪問は、1回1時間程度を想定。
- ・見守り隊の実費負担とする費用（移動交通費・電話代等）を除いた、イベント等の同行に係る費用は、原則、利用者に負担いただく。
- ・必要以上に訪問の要求がある、訪問に行くと時間がかかりすぎる等訪問にかかる相談については、窓口・支援団体が内容を聞き取り、市と共有のうえ対応する。

